

設業労働災害防止規程」が平成20年4月3日から適用されることとなった。

会員及び協会は、「建設業労働災害防止規程」の順守の徹底に務め、自主的労働災害防止活動の一層の推進を図ることとする。

III 中期計画の推進

協会は、この中期計画を基本にして、年度ごとに建設業労働災害防止実施計画を策定し、その普及推進に努め、また、会員は、中期計画及び各年度の建設業労働災害防止実施計画を基本にして、それぞれの実情に即した労働災害防止計画を定め、「建設業労働災害防止規程」に定める事項を順守しつつ、自主的な安全衛生管理活動を推進するものとする。

このため、会員及び協会は、この計画の期間を通じて、従来から進めている「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」を引き続き推進するとともに、以下に掲げる主要な安全衛生対策を推進するものとする。

IV 会員が実施する主要な対策

1 安全衛生管理体制の確立

- (1) 店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立を図る。
- (2) 店社の安全衛生に関する事前評価体制を確立するとともに、店社及び作業所の安全衛生計画を策定し、推進する。
- (3) 中小規模現場における統括安全衛生管理の徹底を図る。

2 リスクアセスメントの実施の推進

- (1) 事業場内の体制を整備し、リスクアセスメントを確実に実施する。
- (2) リスクアセスメントに必要な作業手順書、機械等の仕様書、災害事例等の情報を入手する。
- (3) リスクアセスメントを実施する能力を有する者を養成する。

3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入及び実施

- (1) 建設企業の組織的な安全衛生管理の推進と安全衛生水準の連続的・継続的向上を図るため、COHSMSガイドラインに基づく

システムを導入し、その実施を図る。

- (2) 企業の安全衛生活動をシステムに取り込み、経営層、管理者から社員に至るまでの安全意識の強化を促進し、COHSMSの一層の普及定着を図る。
- (3) システム構築を担当する者及び監査を行う者に対し、COHSMSガイドラインの理解等、基本的な知識、具体的な方法等の能力を付与する。
- (4) COHSMSが適切に導入・実施され、かつ安全衛生水準の継続的な向上に資するよう「COHSMS認定事業」を活用する。

4 中小総合工事業者・専門工事業者における自主的、自律的安全衛生管理活動の推進

中小総合工事業者・専門工事業者における安全衛生管理活動の推進と定着を図るため、リスクアセスメントの実施とこれを反映した建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の構築を推進する。

5 安全衛生教育の徹底

管理監督者から第一線の作業員まで、一貫し